

捕鯨問題

——日本政府による国際規範拒否の考察——

平田 恵子¹⁾

(訳) 山崎由希子

概 要

国際規範に関する分析は概して、システムレベルの規範の普及に着目している。本稿では、そのような分析はネオリアリズム、新自由主義制度派、構造主義などに根ざしており、主に二つの問題があると主張する。一つは、それらの分析が普及に成功した規範の実例に多大な関心を払っているのに対し、失敗したものについては見過ごしていることである。もう一つの問題はそれらの分析が、規範の普及する過程において国際規範と国内構造がどのように関連しているかを検証できていないことである。この関連を見過ごすことにより、システムレベルの研究は国際規範が国内の領域に広がる具体的なメカニズムとプロセスを明らかにできないでいる。本稿は国内構造（特に文化・政治的構造）が国内レベルにおける国際規範の普及を可能にする主要要素であると主張する。日本における反捕鯨規範の受け入れ拒否を分析するにあたり本稿は、このような国内構造が反捕鯨規範の出現や受け入れを阻むフィルターとして機能していると論じるものである。

キーワード

捕鯨, 国際規範, 政治文化, 国際捕鯨委員会 (IWC), NGO

1) 著者はカリフォルニア州立大学ノースリッジ校政治学部助教授。著作には *Civil Society in Japan: The Growing Role of NGOs in Tokyo's Aid and Development* (Palgrave/St. Martin's Press, 2002) がある。また、著者は日本の外交政策、市民運動、社会—国家間関係の変化について幅広い執筆活動を行っている。連絡先は California State University, Northridge, Department of Political Science, College of Social and Behavioral Sciences, 18111 Nordhoff Street, Northridge, California 91330-8254 USA, もしくは電子メールで keiko.hirata@csun.edu まで。

1. はじめに

なぜ一部の政府は国際的な非難を招き、実質的な恩恵を被らない場合でさえ、体制や国際機関に根付いた規範を拒否するのであろうか？このような問いに取り組むため、本稿は日本の捕鯨慣行の事例を分析する。多くの識者は、日本政府が捕鯨によって政治的、経済的恩恵を被らないにも関わらず、国際的捕鯨規範の遵守を拒否していることに困惑している。捕鯨は日本経済にほとんど寄与していないのである（Kalland and Moeran 1992）。さらに、日本政府の捕鯨政策によって日本は国際的な非難の的となり、同国の国際的立場やイメージを傷つけている。なぜ日本政府は捕鯨を断念し、国際コミュニティと同調して反捕鯨規範を受け入れないのであろうか？

国際関係分野の研究者たちはシステムレベルにおける国際規範の普及について、多様な見方をしている。レジーム論者は、合理的アクターである国家は物質的恩恵の費用便益計算に基づいて国際規範に従うと考えている（Krasner 1993; Keohane 1984）。対照的に構造主義者は、規範の普及に関する国際的な活動家のネットワークが果たす役割（Keck and Sikkink 1998）と、システムレベルにおける（国家間の）社会性の発達と、周囲からの圧力の果たす役割を重視している（Florini 1996; Sikkink 1993; Finnemore and Sikkink 1998）。

しかしながら、レジーム論者も構造主義者のいずれも、なぜ日本政府が反捕鯨規範を拒絶するのかを適切に説明できていない。まず、覇権による脅威に対する反応や、物質的恩恵に関する合理的な計算に基づいていない日本政府の姿勢は、レジーム論の観点からは説明できない。一方、構造主義者の国際的な活動家ネットワークの概念は、日本の捕鯨の事例にはあてはまらない。それは、そのようなネットワークが日本政府の政策にほとんど影響を及ぼしていないからである。さらに、構造主義者による社会化を通じた規範の発達や遵守は日本のケースにはあてはならない。なぜなら、日本政府は反捕鯨規範を代弁する強い国際的な圧力にも、従うことを拒否しているからである。

これらのシステムレベル分析は一般的に、国際レベルにおける規範普及の総体的な傾向を手短に説明することができる。しかし、それらは規範普及の成功事例にのみ着目し、失敗した事例については説明できていない。システムレベル分析はまた、国内レベルにおける規範普及の具体的な事例を説明するにも問題があり、国際規範が国内の領域に到達する具体的なメカニズムを説明することができない。これらの問題点は、システムレベルの研究が、国際規範と国内構造の間の関係にほとんど、あるいは全く注意を払っていないことに起因している。

日本政府による国際規範拒絶姿勢の根源は国内政治にある。特に、日本政府の国際規範拒絶を決定づけるにあたり、非常に重要な国内の政治、文化構造を無視するわけにはいかないのである（これらの構造に関する一般的な議論については Checkel, 1999 参照）。上記の構造は「規範の発案・推進者」（Nadelmann 1990；Finnemore 1996；Florini 1996；Finnemore and Sikkink 1998：896-901）が政策決定過程にアクセスしたり、彼らが政策担当者や一般大衆に向い、反捕鯨規範の正当性を説得するのを阻んでいる。

この事例を分析するにあたり、本稿はまず、国際規範普及に関する先行研究の概要をレジーム論（例：ネオリアリズムと新自由主義制度派）と構造主義に重点を置きつつ紹介する。次に、本稿は国内の文化、政治構造がいかに国内における国際規範の普及に影響するかを分析する。それに続いて、本稿は反捕鯨規範について詳細に検討することにする。そこでは反捕鯨規範の発展、その規範に対する日本政府の拒否姿勢、日本の文化、政治構造が反捕鯨規範の普及に与える影響を分析する。最後に、日本における規範導入の失敗と、その理論的帰結について最終的な分析を行って結びとする。

2. 国際規範の普及

規範とは何であるか？ここでは国際関係研究者が概ね同意している Krasner による規範の定義を利用する。規範とは、「権利と義務によって定義される行動の基準」である（Krasner 1983：2）。規範の持つ強制力は様々である。Legro（1997）が指摘するように、規範によって形成される合意の程度は異なる。ある規範は国際的であり、また、ある規範は地域的であったり、国内や特定の地方にのみ通用するものであったりする。互いに関連する複数の分野においては、いくつかの競合する規範もあるだろう。もし、ある規範がアクターによって十分に内在化されておらず、その正当性についていまだに議論がある場合（Finnemore and Sikkink 1998 参照）、その規範は異なる一群の権利と義務を包含する別の規範と競合することになるかもしれない。国際レベルにおける規範の認知度は主に、どの国家がその規範を推し進めるかにかかっている。一部の国家は、他の国家に対しある規範を受け入れるよう説き伏せる際、外交関係における影響力を有効に発揮できるため、規範の伝播過程に決定的な役割を果たす²⁾。

2) 現在の事例に関しては、反捕鯨と捕鯨推進規範の双方がある程度の国際的な支持を得ており、そのため、それらの規範が競いあう結果となっている。捕鯨は非常に異論の多い問題であり、反捕鯨も捕鯨推進のいずれも世界中のあらゆる国家から全面的な支援を受けるには至っていない。他方、国際捕鯨委員会（IWC）における厳格な反捕鯨規範の制度化は国際的な反捕鯨規範の推進に貢献している。反捕鯨規範はまた、米国など、ほとんどの先進国を含む主要支持国の政治的、経済的影響力により、有力となっている。

レジーム論者は、規範というものをアクターが因果関係の論理に従うとする功利主義の観点から考えている (March and Olson 1989)。この見方によれば、国家アクターとは合理的な費用便益計算に基づく望ましい目標を探求し、功利性を最大化しようとするものであり、彼らは自国の利害関心や目的のみあう規範に従う。すなわち、レジーム論者は、規範とは国家の行動に影響を与えるにあたって器具主義的な役割を持ち、規範の遵守は自己本位な国家の合理的な行動であると考えている。

レジーム論には大きく分けて二つのグループがある。ネオリアリズムと新自由主義制度派である。ネオリアリストは規範の励行にあたり覇権が果たす役割に強い関心を持っている。彼らの見方に従うと、国際規範は覇権がそれを推し進める時、台頭し普及する。規範の遵守は覇権の持つ強制力によって生じる。覇権は経済的、軍事的制裁という手段を用いて他の国家に国際規範を押し付けるのである。そのため、ネオリアリスト論者が言うには、規範遵守は弱小国家の命運に関わるのである。規範は国際システムにおける物質的な力の配分を反映していると彼らは考えている。その結果、彼らの見方によれば、覇権の台頭と衰退に伴い規範は変化するのである (Gilpin 1981; Krasner 1993)。

このようなネオリアリストの規範に関する分析は、日本政府の捕鯨事例にはうまく当てはまらない。国際的な反捕鯨レジーム (特にIWC) は米国政府主導であるが、覇権としての同政府は日本政府に捕鯨、特に1987年に始まった「調査」捕鯨プログラムの放棄を強制できないでいる (詳細は下記参照)。反捕鯨規範は1970年代と80年代に主に米国からの圧力が強まったため優勢になったが、日本政府の捕鯨に関する基本姿勢は変わっていない。米国政府による制裁の脅威に直面し、日本政府は80年代にはIWCの商業捕鯨モラトリアム (一時停止) を受け入れたものの、モラトリアムを受け入れた直後に米国政府の反対にも関わらず調査捕鯨プログラムを開始し、覇権の権威に挑戦する結果となった。さらに、ネオリアリストによる物質主義の概念も日本政府の規範拒否を十分に説明することができない。日本政府は物質的関心のためにモラトリアムを受け入れ (経済制裁に対するおそれに起因し) たけれども、同政府の調査捕鯨への転換は再び、別の制裁の可能性をもたらしたのである。

新自由主義制度派によれば、規範の遵守は覇権による強要のない場合でも起こりうる。この観点からは、国家による規範の遵守は自主的なものである。新自由主義者はネオリアリスト論者の、無秩序な世界で物質的な利害関心を追求する合理的なアクターとしての国家という見方については同意するものの、合理主義と無秩序状態はアクター間の協調を排除するものではなく、国家は長期的な物質的関心 (「将来の影」) のために国際規範を遵守するのだと主張する。新自由主義者にとっては、規範は不確定要素を減少させ、取引コストを最小化することで自己本位な国家間の協調を促進する。彼らは、短期的な物質的利害関

心を差し控えることになっても国家は規範を遵守する場合がある、国家は短期的な相対利得より、長期的な物質的恩恵や絶対利得に強い関心を抱いていると主張している (Keohane 1984)。

新自由主義者の見方を日本の捕鯨ケースにあてはめると、日本政府は捕鯨規範に従うことになるはずである。なぜなら、合理的なアクターとしての日本政府は、そのような協力から得られる長期的な物質的恩恵を重く見るはずだからだ。しかし、これは日本の事例には当てはまらない。その代わりに、日本政府は自身の合理的利己心に反して捕鯨を擁護し続けている。反捕鯨国の多くは日本にとって重要な政治的、経済的同盟国である。特に米国は日本に唯一の最重要同盟国であり、日本政府の安全を保障し、日本企業の製品に巨大な市場を提供している。捕鯨は日米関係に悪影響を与えるかもしれない、日本政府の一貫した捕鯨擁護姿勢により、日本は米国によるたび重なる経済制裁の対象として警告を受けている (Pearlstein 2000; Struck 2000)。しかし、日本政府は現在も捕鯨の停止を拒否している。功利主義的視点から見れば、日本政府の政策は先見の明のない短期的展望が支配的であり、それは同政府の長期的な政治的、経済的利益を損なうものである。

Keck and Sikkink (1998) といった一部の構造主義者によれば、国際的な活動団体のネットワーク（共通の理念、価値観、信念によって団結したグループや個人からなり、上意下達ではない自主的かつ相互方向のやり方で情報や資源を交換する）が規範の創造、普及、実現過程における主要アクターである。彼らの見方に従えば、これらのネットワークは国家が国際規範を遵守するよう、政治家に働きかけたり、あらゆる情報を結集し、物質的な誘因を利用し、圧力をかけたりしている。しかし、日本の捕鯨の事例において、国際的な活動団体のネットワークが果たす役割は極めて限られている。グリーンピースのような活動団体が日本の捕鯨慣行に対し、盛んに反対をしている（例えば、世論を動員したり、抗議集会を開いたり、日本の捕鯨船に対し実力行使に出、妨害している）ものの、彼らの直接的で、多くの場合物議をかもし活動は、これまでのところ日本政府の政策を覆すには至っていない。それらの反対運動は一般大衆から敬遠される一方で、むしろ当局関係者を立腹させ、彼らの捕鯨擁護の立場を一層強固なものにしてしまっている (Komatsu 2000; Morishita 2002)。

構造主義者たちはまた、システムレベルにおける国際規範の変化についても考察している。Finnermore and Sikkink (1998) は規範の滝状の拡散 (カスケード) という概念を紹介している。これは、規範をめぐる社会的相互作用によって、より多くの国家が（その規範に）同調するようになり、滝状に広がる効果 (カスケード効果) を生み出すため、ある特定の規範への支持がある基準点、もしくは転換点に達すると、規範の普及は加速するとしている。しかし、このカスケード効果分析は日本の捕鯨擁護行動を説明するには有用ではない。反捕鯨規範はかなり以前に国際的には転換点に到達したものの (Friedheim 2001, 下記

の記述参照), 日本での規範普及は進んでいない。日本政府は反捕鯨規範に定められた原則受け入れを拒んでいるのみならず, 反捕鯨国の感情をさかなでするような捕鯨擁護レトリックを堅持し, 妥協や協調の兆しはほとんど見られないのである。そのため, 社会的相互作用が規範遵守の決定に影響を与えるという構造主義者の議論は, 日本の事例にはあてはまらないのだ。

3. 国内政治を考慮に入れる

既述のシステムレベル分析は国際レベルにおける規範普及という広範な現象を明らかにするには有効であるが, 国際規範がいかに国内レベルに到達するかを説明するには不向きである。国際規範は国内の構造にリンクされる必要があり, 古い規範の代替となる概念の出現や受容に好意的な国内の制度なくしては, 新しい規範はその国の中で台頭, 普及する可能性は低い。すなわち, 国際規範に対し, 国内構造がフィルターとして働くのである。筆者はここで, 国際規範の導入に決定的な二つの国内構造の重要性を主張する。それは国内の文化的, 政治的構造である。

3.1 国内の文化的構造

国際規範の普及は, 国際規範と国内人口の文化的性格の相性の程度に影響される。筆者は Checkel (1999: 87) の文化的相性の定義を利用する。

国際規範に包含されている規定が, 言論, 法制度 (憲法, 法典, 法律), 官僚制度 (組織的理念, 行政手続き) などに反映された国内の規範と収束する場合

ある国において国際規範が影響力を持つためには, その規範に包含された規定が, 当該国家の政治文化に内包される価値観と適合しなければならない³⁾。Hawkins (2001: 11) は, 「国際規範は, それが従来の文化的合意, 歴史上の経験, 国内のグループの間で主流の考え方などと共鳴する場合, 影響力を持つ可能性が高い」と主張している。文化的相性が良い場合, その規範に伴う義務を認識したうえで, 国内のアクターたちは国際規範をより重く受け止めると予測される。反対に, 国内の政治制度において外国発祥の規範は, 文化的相性の欠如のために主要政策課題になるのを妨げられるかもしれない (Checkel 1999)。国

3) 政治文化とは, その国の人々の政治行動の基礎を形成する (人々が) 共通して持つ理念, 考え方, 信念からなっている。Risse-Kappen (1994: 209) によれば, 政治文化は「長期間にわたり安定した, その国の住民の大多数が当たり前と考えている世界観や原則的な考え方-価値観や規範-」を意味している。

国際規範が国内の政治文化に矛盾する場合、国内のアクターたちはその規範の導入を迫る国際的圧力に対し、抵抗する可能性がある。それらのアクターたちが国際規範の導入は国家の自律性を損なうものと認識するかもしれないのだ (Cortell and Davis 2000)。

ある国における国際規範の認知度については、その規範を国内の文化的背景と合致させる正当性が主な鍵となる。そのため、その規範がある国で持つ影響力は、世界におけるその規範のステータスに見合ったものになるとは限らない (Goertz and Diehl 1992 : 646)。たとえ国際的には広く受け入れられている規範であっても、それが (たとえば文化的ミスマッチなどによって) ある国内において正当性を否定される場合、その国において認知度は低くなるのである。この種の規範の否定は、ある政府が繰り返しその規範に伴う義務に従わなかったり、その規範に付随する協定の批准を拒否することで明示される。

文化的な相性というのはもちろん、何が問題になっているかによって異なる (Checkel 1999)。そのため、ある国において一つの国際規範とは相性が良く、別の規範とは相性が良くないことも起こりうる。たとえば、反捕鯨の国際規範と日本国内の文化の相性は良くない (下記参照) けれども、別の国際規範との文化的相性は非常に良い場合もある (例：核拡散に反対する規範)。

Checkel (1999) によれば、文化的相性とは二分変数ではなく、むしろ、連続体に沿う尺度である。一端はある政策分野における国際規範と国内文化の完全な一致を示す、肯定的な相性、もう一端は国際規範と国内文化が全く適合しない否定的な相性といえる。これらの中間がゼロの相性であり、国内の領域にはある特定の国際的な規範に対するあからさまな規範的障壁がないものを差す (Checkel 1999 : 87)。

文化的な相性は計測するのが難しい (Cortell and Davis 2000)。しかし、住民の数パーセントしかある国際規範を支持せず、政府がその規範の合法化を拒絶する場合は、その相性が良くないといえるだろう。相性が良いといえるのは、政府だけでなく、社会の様々な分野を代表するグループがその規範を受け入れる場合である (Hawkins 2001)。

文化的相性とは伝統や習慣に限ったものではない。社会、文化的環境によって形作られる個人の信念体系、イデオロギー、認識にも及んでいる。たとえば、1920年代のケニアにおける女性器切除 (FGM) に対する宣教師による反対運動に関する研究で Keck and Sikkink (1998) は、反 FGM 規範の普及がいかに国内アクターの認識に依拠していたかを示唆している。村人たちは反対運動を植民地主義の象徴—すなわち、西洋の価値観を現地民に強制する企て—であると解釈し、国内の団結力を強めるために現地の伝統に訴え、反対運動に否定的な反応を示した。

3.2 国内の政治構造

国際的な規範の普及はまた、国内の構造にも影響される。Cortell and Davis (1996) は問題が交雑する規範普及の変化を説明するにあたり、4種類の国内構造という考え方を導入した(下記表1参照)⁴⁾。彼らによれば、同じ国内でも構造は、異なる問題の分野を隔てて多様である場合が多いという。政策を決定する関係当局は問題となる規範によって異なり、分権化から集権化への連続体に沿っても変化し、官僚組織その他、当該問題に関与する政府機関の数にも左右される。同様に、国家-社会間関係も(緊密なものから疎遠なものという連続体に沿って)様々である。Cortell and Davis が特定した4種の構造のうち、彼らが「Iタイプ」と呼ぶ構造(中央集権化された政策決定権限、国家と社会の疎遠な関係)が日本の捕鯨事例にもっともよくあてはまる(より詳細な議論については後述)。

Cortell and Davis によれば、Iタイプ構造の政策決定権限は少数の政府機関に集中している。国家は自律性があり社会から隔離されているため、政策の変更に対する政府関係者は規範の受け入れを首尾よく阻むことができる。政策責任者の上層部が国際規範を採用しない限り、規範に関係のある国策は変化しない。このモデルにおいて、非政府組織(NGO)などの社会アクターはほとんど影響力を持たない。たとえNGOが国際規範に訴えたとしても、政策決定のメカニズムはNGOのアクセスをほとんど許さないため、彼らが国策を変える可能性は低い。世論や市民団体からの圧力といった、政策に影響を与える典型的な経路の多くは遮断されている。Iタイプ構造はエリート主義で上意下達の政策決定構造を代表する国家統制型モデルである⁵⁾。

この中央集権化された政治構造において政策決定は政府エリートにのみ依拠するため、新たな規範の導入は難しい。しかし、説得工作—例えば、議論や理にかなった討論によって納得させる(Checkel 2001: 562)—を通じてエリートが学習することにより、いったん

表1. Cortell and Davis による国内の構造的背景

	国家-社会間関係のパターン (疎遠)	国家-社会間関係のパターン (緊密)
政策決定権力の構造 (集中型)	Iタイプ	IIタイプ
政策決定権力の構造 (分散型)	IIIタイプ	IVタイプ

出典：Cortell and Davis 1996年，455頁。

4) Cortell and Davis (1996, 454頁)によると、「国内構造とは政策決定権限を持つ組織と、国家-社会間関係のパターンのことを意味する」。

規範が導入されてしまえば、規範に基づいた政策の遂行は実現可能性が高い（Checkel 1997 参照）。対照的に、社会アクターが政策に影響を及ぼす多くのアクセスポイントが存在する、より多元主義的な権力の集中度合いが低い構造（IVタイプ）においては、国際規範の紹介は容易であるが、政策決定構造が寸断されているために、政策の実現可能性は低い（Sikkink 1991；Checkel 1997 参照）。

Iタイプ構造では、国際的なアクターたちにとり、国内の政策決定過程への浸透は困難である。Risse-Kappen（1994, 1995）は、国際規範の発案・推進者たちが影響力を持つためには彼らの理念に共鳴する国内のグループと同盟しなければならないと主張する。彼の見方によると、それら規範の発案・推進者たちは国内政策に影響力を発揮するため、支持を得るための同盟を組む必要があり、それら国内のグループが政治システムへのアクセス経路を提供しなければならない（Risse-Kappen, 1994）。しかし、Iタイプ構造は国際アクターと国内グループの間の、この種の同盟形成を阻むのである。

要するに、国内の文化・政治構造は国家の国際規範遵守に影響を与える重要な変数なのである。しかし、それらは国際規範普及に関する研究において、大抵の場合、看過されている。次の節では、これらの国内の変数がいかに日本における反捕鯨規範の普及に影響を与えているかの考察を通じ、それら（の変数）について詳述する。

4. 反捕鯨規範の変遷

反捕鯨規範の出現と普及は、比較的最近の現象である。それは1970年代以降、特にIWCによる慣行化を通じて浮上し、広まっている⁶⁾。IWCは1946年に締結した国際捕鯨取締条約（ICRW）を実行に移すため、1948年に設立された。ICRWの目的は「鯨類資源の保存と有効利用、そして商業捕鯨の秩序ある発展」となっている（International Whaling

5) IIタイプ構造においては、国家-社会間関係は接近している。これは、社会アクターたちが政策決定過程にアクセスできることを意味する。しかしながら、ここでもまだ政策決定権限は中央集権化されており、そのために社会アクターたちは変革を実現するために国家と緊密に協力する必要がある。IIIタイプ構造では、国家-社会間関係に距離があり、社会アクターを政策決定過程に結びつける制度的なメカニズムが存在しないため、国家の優位性が予測される。しかし、IIIタイプは政策決定権限が様々な政府機関の間に分散されているために、Iタイプとは異なっている。このように、これら国家機関の行動と利害関心は一律ではない。IVタイプ構造においては、国家-社会間関係は接近し、国家の政策決定権限は分散している。そのため、社会アクターたちは影響力を発揮するために様々な政府機関と協働することができるのである（Cortell and Davis 1996）。

6) 捕鯨を規制する最初の試みは1931年に国際連盟が採択した国際捕鯨協定であった。それは鯨油と鯨ろう価格の安定を目的とするものであった。しかし、この協定に強制力はなく、鯨類資源の乱獲を抑制することはできなかった（Stedman 1990）。

Commission 2002).

当初、IWCは鯨類の持続可能な「利用」(例：商業捕鯨の秩序ある発展)に関心を持っていたが、徐々に鯨類の「保存」(例：捕鯨を止めなければ絶滅のおそれのある鯨類捕殺の禁止 [Stoett 1997; Friedheim 2001]),あるいは鯨類の「福祉の保護」(例：鯨類の「保全状況や捕鯨により人類が受ける恩恵とは関係なく」鯨類捕殺を停止する [Harrop 2003: 81])に力点を置くようになってきている。このIWCの方向性の変化にはいくつもの要因がある。まず、1970年代以降、IWC加盟国の構成に起きた変化である。当初IWCは捕鯨国が主流であったが、1970～80年代に急速に多数の非捕鯨国や反捕鯨国が加入した。IWC加盟国は14(1972-73年)から39(1983-84年)に増え、多くの反捕鯨国(例：ニュージーランド、オランダなど)が実際に含まれていた。1983年までに39の加盟国のうち、28までが非捕鯨国となった (Day 1987: 97頁, Peterson 1992: 176-178頁参照)⁷⁾。

2つ目の要因としては、欧米の環境保護運動がIWCの意思決定に影響力を及ぼし始めたことである。1960年代にグリーンピースや世界自然保護基金といった欧米の環境保護NGOが国際的な「鯨を救え」キャンペーンを開始、鯨類保護区や商業捕鯨のモラトリアムを訴えた (Mandel 1980)。これらの活動は功を奏し、1978年、IWCはNGOが議決権のないオブザーバーとしてIWCの会議に参加できるとする決議を米国の支援を受け採択した。それ以来、無数の反捕鯨環境団体がこのIWC会議への参加権を最大限に活用、意見書を実地説明、配布したり、自分たちの行った調査の結果を発表、代表団に助言を与え、IWC会議において代表団の一部に参加することもあった (Stedman 1990; Spencer 1991; Friedheim 2001)。議決権のないオブザーバーとしての反捕鯨NGOの目標は、捕鯨の全面的な禁止を実現するために議決権を持つ加盟国を感化することである。これらのNGOは鯨類の数が急激に減少しており、鯨類資源を回復しなければならないと主張した。IWC会議に参加するNGOの数は1970年代から80年代の間に飛躍的に増加し、それらの多くがIWC会合の前に行われる反捕鯨国の代表団と機関間のミーティングで協働するようになった (Stedman 1990)。また、NGOはIWC内の反捕鯨国の数が捕鯨国を上回るように、経済的にも貧しい弱小国の加盟国会費を負担したり加盟に必要な文書の作成を行い、IWC加盟国拡大に寄与したとも伝えられている (Spencer 1991; Friedheim 2001)。

第3の要因としては、米国、英国、オーストラリア、ニュージーランド、ドイツ、フランスなどの志を同じくする反捕鯨国がIWC内において極めて有効な同盟を築いたことが挙げられる。この同盟は多くの浮動票を吸い上げ、IWC内の議決権の半分以上を支配す

7) 2003年の時点で、IWCには合計51の加盟国が参加している (International Whaling Commission 2003)。この中には近頃承認された捕鯨に好意的なカリブ諸国も含まれているが、それらは小国が多く、また経済的にも豊かでないため、政治的影響力はほとんど持っていない。

ることに成功、その結果多くの IWC 決議を左右している。それらの立場を同じくする国々は IWC での決議に影響を及ぼすため、環境保護 NGO と協働している (Stedman 1990; Friedheim 2001)⁸⁾。

鯨類保護の重要性に関する新しい国際意識は、1970 年代に IWC 外での主要な法的手段の導入にもつながった。米国連邦議会は鯨類保護に関する 2 つの国内法を制定した。1972 年の海棲哺乳類保護法と 1973 年の絶滅危惧種保護法である。さらに、1972 年にストックホルムで開かれた国連人間環境会議では環境保護活動家と米国政府の活発な働きかけの結果、10 年にわたる商業捕鯨モラトリアムが採択された (Stedman 1990; Wong 2001)。IWC は当時の捕鯨擁護国の意向を反映し、ストックホルムにおける採択を拒否したものの、その採決は世界中の多くの地域において鯨類保護運動の重要な第一歩となったのである。

ストックホルムでの発議はその後の IWC によるいくつかの捕鯨規制決議の採択につながった。1974 年、IWC は新管理方式 (NMP) を捕鯨モラトリアムの代わりに採用した。NMP は鯨資源を 3 つのカテゴリーに分類、それぞれの分類に対し、科学的な評価と持続可能性に基づいて割り当てを設定、減少している鯨資源の商業捕鯨は資源が回復するまで停止としている⁹⁾。

その後、1976 年に減少種が保護されるよう鯨類に関して個別の捕獲量が割り当てられた。そして 1979 年に IWC は南極海で豊富なミンク鯨を除いては遠洋捕鯨を禁止した。同年、IWC はインド洋を鯨類保護区 (サンクチュアリ) に指定した (Stedman 1990)。

1982 年、ストックホルム決議の 10 年後、IWC は 1985 から 86 年にかけて行われる予定であった全ての商業捕鯨に関して全面的なモラトリアムを採択した。このモラトリアム決定は非常に異論の多いものであり、全ての鯨類に関して全面的な捕獲モラトリアムの必要性を認めていなかった IWC の科学委員会には承認されなかった (Kalland 1998)。日本やノルウェーなど一部の捕鯨国は IWC の決定に対して反対意見を提出、それぞれの政府が決めた割り当てに従って商業捕鯨を続けようとしたのである (Friedheim 2001)¹⁰⁾。

1982 年に出されたモラトリアム決議の立案者である米国は、その決議を強要するために米国内法を利用したり、捕鯨国に対し、しばしば経済制裁をほのめかすことで反捕鯨主張の促進に際し特筆すべき役割を果たした。1979 年のマグナソン漁業保存管理法を改正

8) 今日の反捕鯨国のほとんどが過去に商業捕鯨を行っていた。たとえば、米国の捕鯨船団は 19 世紀に鯨漁を行っていた (しかもそれらの捕鯨船のために日本の港を開放するよう圧力をかけていた)。しかし、米国の捕鯨業は灯油という、より安価な燃料の発見により、消滅した (Fujimoto 2003)。

9) 3 つの分類とは保護資源 (PS [セミクジラ、コクジラ、ザトウクジラ、シロナガスクジラ、ナガスクジラ、マッコウクジラを含む最重要カテゴリー])、初期管理資源 (IMS)、維持管理資源 (SMS) である。商業捕鯨は IMS と SMS カテゴリーに限って許可された (Friedheim 2001: 4)。

10) IWC 加盟国は、法的には IWC 決議の導入を自らの裁量で免れることができる。加盟国は第 5 条に従って正式な異議申し立てを行い、反対する規定への実施義務を放棄できる (Friedheim 2001)。

したバックウッド・マグナソン修正法¹¹⁾の下、米国政府は、日本政府が商業捕鯨を継続する場合、米国の200海里排他的経済水域での日本の漁獲割当量を直ちに打ち切ると警告した。米国の排他的経済水域における日本の経済的な利益関心は大きく、日本の政府高官は米国との関係を悪化させたくはなかった。そのため、日本政府は米国排他的経済水域における漁獲量割り当てを維持することと引き換えに、IWCのモラトリウムへの反対を取り下げるという1987年のムラザワ・ポールドリッジ協定にしぶしぶ署名したのである (Sumi 1989; Wong 2001)。

1982年のモラトリウムは当初、暫定的な措置として予定されていた。それは、IWCが商業捕鯨を1986年から5年間停止し、モラトリウム再検討の基礎資料とするために1990年までに包括的評価を行うことになっていたからである。しかし、1982年のモラトリウムはこれまでのところ、事実上、恒久的な商業捕鯨の禁止となっている。IWC科学委員会は包括的評価を行い、多くの鯨類資源は回復しているとの結論を出したが、IWC全体としては科学委員会による捕鯨禁止を緩和した「改訂管理方式 (RMS)」の実施を拒否した¹²⁾。さらにモラトリウムは、南大洋地域で商業捕鯨を再開しようと働きかけていた日本を標的に1994年、IWCが採択した南大洋サンクチュアリの設定により強化された (Friedheim 2001)。

反捕鯨国はどのように他のIWC加盟国に対し、反捕鯨主張を支持するよう説得に成功したのであるか？この成功は主に、反捕鯨国を代表するIWCへの派遣団が欧米のNGOに、捕鯨問題を戦略的に立案したためであるといえるだろう。彼らは捕鯨に関して二つの共通項のある議論を展開した。一つは、環境NGOが支持する環境保護に関わるもので、鯨は保護が必要な絶滅が危惧される種であるという主張である。もう一つは、動物愛護団体の支持する、倫理や道徳観を軸とする、鯨は知能が高く、友好的で、地球上で最大の哺乳動物であり、彼らを殺すのは野蛮であるというものだ。反捕鯨支持者は多くの場合、これらの二つの議論をいっしょくたに提示している。Kalland and Moeran (1992: 8)によると、これらの反捕鯨支持者たちは、地球上の最大の動物 (シロナガスクジラにのみあてはまる) であり、最大の脳を持ち (マッコウクジラ)、人懐こく (コクジラ)、絶滅の危機に瀕している (セミクジラ、シロナガスクジラ) 「スーパー鯨」のイメージを作り出した。

近年、反捕鯨支持者の間では環境保護を強調する議論よりも倫理観に基づいたものがよ

11) この法律によると、商務庁長官が (ある国を) ICRW の効果を損なう捕鯨活動に従事していると判断した場合、米国の排他的経済水域におけるその国への漁獲量割り当ては剥奪される (Sumi 1989)。

12) IWC は1991年に持続可能な管理捕鯨のための科学的な方式としての改訂管理制度 (RMP) を承認した。このRMPは1992年、鯨の頭数調査や、商業捕鯨に対する監督、監視を行うための規則を盛り込むために提案された。しかし、RMPもRMSのいずれも実行には移されず、IWCの (条約本文に付属する) 付表にも正式には採用されていない (Burns 1994; Friedheim 2001)。

り人気を博すようになってきている。Kalland and Moeran (1992) によればこの変化は、反捕鯨支持者たちも全ての鯨類が絶滅の危機に瀕しているという見解を主張するのは科学的に難しいことを理解し始めたために起きた。実際、IWC 科学委員会のメンバーをも含む、一部の科学者たちがIWCの最高レベルである保護資源に分類されている鯨は頭数を回復しており、少なくともその中の一種—ミンククジラーは数多くいると主張している (Aron 1988 : 104 ; Gulland and Klinowska 1988 : 44 ; De Alessi 1995 ; Friedheim 2001 : 4)¹³⁾。

しかし、反捕鯨支持者たちはこの種の科学的な観点を大部分において、無視しており (Peterson 1992 ; Aron 2001), 反対に捕鯨は道義に反し、恥ずべき行為であると糾弾している (Friedheim 2001 : 5)。

反捕鯨規範の正当性の強まりに伴い、反捕鯨国の派遣団の一部はIWCにおいて、鯨は代替可能、すなわち、牛肉や鶏肉など鯨肉の代用品が十分あり、捕鯨国の住民は鯨を食べる必要性はないと主張し始めた。また、鯨捕獲が自給自足経済の一環として先住民によって行われている場合のみ容認できるとも主張された。この見方によれば、捕鯨は商業化されるべきではなく、日本人のように先住民でない者は商業捕鯨に携わる権利はないのである。

モラトリアムとサンクチュアリが実施されたことにより、反捕鯨規範はIWCにおいて慣行化され、日本をはじめとする捕鯨国に対して捕鯨操業を断念するよう、圧力が強まっている。Finnemore and Sikkink's (1998 : 888) による「ライフ・サイクル」という規範の概念に言及して、Friedheim (2001 : 9) は国際レベルにおいて反捕鯨規範が支配的になっていると主張する。

規範の維持は「転換点」を通過し、国際コミュニティ全体に「滝状に広がり」、必要なことといえ、それが世界中の人々や政府に「内在化」されることなのだ。

今日、先進工業国の大多数が捕鯨に反対し、日本政府の鯨捕獲権の主張には、ほとんど共感を示していない。特に米国は国内の無数の環境保護 NGO や国会議員が支持している反捕鯨主張の随一の擁護者となっている。IWC 内に日本に共鳴する国はいくつかあるものの、日本の立場を支持しているのはノルウェーとアイスランドを除いてはカリブ地域の小国であり、国際舞台における経済的、政治的勢力ではない (ロシアの捕鯨擁護は広範な捕鯨操業手段というよりは、先住民による小規模捕獲に限られている。中国と韓国は多くの場合、日本政府の主張に同情的ではあるものの、この問題に関して通常は中立の姿勢をとっている。中国と韓国はそれぞれ1979年と1986年に捕鯨を禁止している)。捕鯨国の力を集約しても、米国や西欧の大多数を含む反捕鯨国の影響力には到底かなわないのである。他の国際的な禁制レジ

13) 鯨類資源の回復に関しては科学者たちの見解が大きく分かれている。反捕鯨国家を代表する科学者たちは捕鯨国を代表する科学者たちに対し、強い疑念を抱いている (Burns 1994)。

ームと同様に、米国と西欧国家は反捕鯨レジームにおいても強大な力を発揮しており、時に「いじめ」や「買収」といった手段をも用いている (DeSombre 2001: 186)¹⁴⁾。このような政治的、経済的圧力、そして先進国住民の間に広がっている強い反捕鯨感情に直面し、日本とその同盟国による捕鯨規範の促進はこれまでのところ、成功を見ていない¹⁵⁾。

5. 日本と捕鯨

5.1 日本とIWC

日本は1951年にIWCに加盟している。しかし、IWC内で広く行きわたっている反捕鯨規範を制度化したことは一度もない。米国との漁業協定の交換条件として1982年のモラトリウムを受け入れたものの、1987年に日本政府は南大洋と北太平洋における調査捕鯨を開始、調査終了後の鯨肉を国内市場で販売し続けている¹⁶⁾。

日本の調査捕鯨プログラムはIWCに加盟する反捕鯨国 ('Emotions Escalate' 2000; 'UK Warns Japan' 2002; Yamaguchi 2002) と NGO (例: Greenpeace 2000 を参照のこと)、メディア (例: McKillop 2000 を参照)、研究者たち (例: Diamond 2002 を参照) を含む欧米政府ならびに非政府アクターの双方から強い国際的非難を招いた。これらの批評者たちは、日本

14) 国際レジームとしてのIWCに関する議論については、Andresen (2002年) を参照のこと。

15) IWC加盟国の中で捕鯨擁護国の数は近年増加しているが (特にカリブ地域数カ国の新加盟による)、それでも反捕鯨国に対し劣勢である。そのうえ、捕鯨擁護国は、1982年に採択されたモラトリウムなど、現存する過去の捕鯨規制を覆すことはできない。なぜなら、そのような変更は日本を含む捕鯨国が獲得できない、3分の2の多数決が必要だからである。日本政府が商業捕鯨再開のための国際規則を変える力を持たないことは、捕鯨に関係するもう一つの国際組織である国連ワシントン条約事務局 (CITES) においても実証されている。同条約締結国の多くが日本の主張に同情的ではあるものの、彼らは捕鯨擁護主張を慣行化するには至っていない。たとえば、CITESは、数種類の鯨を同条約の附属書1 (もっとも絶滅が危惧される種。例: ミンクジラ) から、附属書2 (絶滅の可能性があり、取引を監視・管理する対象となる種) へ移行するという日本の提案を何度も否決している。この提案が受け入れられていたら、対象種の商業捕鯨再開を可能にしていたであろう。2002年、日本はミンクジラとニタリクジラを附属書2に移行する提案を行ったが、日本は過半数の票すら集めることができなかった (このような提案が承認されるには3分の2以上の過半数が必要である)。CITES加盟国の代表団はミンクジラに関する日本の提案を54票対41票で否決し、ニタリクジラに関する提案については63票対43票で否決した (Bell 2002; United States Department of the Interior 2002)。CITESとIWCは概ねの場合互いに協力し、尊重しあっている。IWCによる捕鯨モラトリウムが1986年に発効した際、CITESはICRW付表に掲げられた鯨全種を (CITESの) 附属書1にも含めることに同意した。ICRWは鯨資源の保存と管理を規定する一方でCITESは鯨製品の国際取引を規制している (Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora 2000)。

16) 匿名の査読者は、日本の調査捕鯨開始の決断は1988年までに米国の排他的経済水域内における全ての外国の漁業権を最終的に打ち切るという決定に影響されたと指摘した。日本の当局者は、米国領海内における漁業権が失われてしまえば、(日本が捕鯨によって) 他に失うものはほとんどないと考えたのである。

の調査捕鯨は1982年のモラトリアムを免れる隠れ蓑に過ぎないと主張している。

日本政府はIWC内の反捕鯨風潮を覆そうと試みたが、失敗した。同政府は商業捕鯨モラトリアムを撤廃するよう働きかけたものの成功しておらず、また、伝統的に沿岸小型捕鯨(STCW)に依存している国内沿岸地域コミュニティに北米の先住民コミュニティと同じ権利を与えるよう働きかけた。また、IWCに対してそれらの国内沿岸コミュニティのために50頭のミンククジラからなる特別救済割り当てを与えるよう何度も要請している。日本政府は(STCW制度の下)同国の海域で小型のミンククジラの捕獲が禁じられている一方で、アラスカの先住民族が毎年、群を抜いて絶滅の危機にあると考えられているセミクジラの猟を許されているのは矛盾であるとの見方をしている。日本の水産庁も自国内の捕鯨を主要産業とする村々が不当な苦難を強いられていると主張している(Kalland and Moeran 1992; Ministry of Agriculture, Forestry, and Fisheries [MAFF] 2002 b)。しかし、IWCは日本の沿岸小型捕鯨は商業的要素を含んでおりモラトリアムに違反するものとして、日本政府の要求を繰り返し却下している(Friedheim 2001: 135)。

IWCによる棄却や国際的非難にも関わらず、日本政府は捕鯨擁護の姿勢を崩していない。そのような日本政府の姿勢は反捕鯨国、国際NGO、IWCから厳しく批判されている。IWC日本代表代理である小松正之は、アラスカのイヌイト民のために原住民生存捕鯨を推進する米国への不満を述べている。

日本は毎年のように豊富な資源から50頭のミンククジラをわれわれの伝統的な沿岸捕鯨従事者が捕獲する許可を求めて訴え、結局、ただ米国が反対票を投じる結果になることにうんざりしている。それにも関わらず、われわれはアラスカ住民が280頭近いセミクジラを捕獲するのを常々支持しているのである(Ministry of Agriculture, Forestry, and Fisheries [MAFF] 2002a)。

同様の調子で、日本の水産庁もIWC内の反捕鯨国を批判している。

ICRWは鯨の完全な保護のための条約ではない。その目的は鯨類資源の持続的な利用を確保するための条約である……鯨資源の持続的な利用に反対したり、世界の他の国々に自分たちの見解を押し付けようとするIWC加盟国は条約の目的を覆すものであり、IWCを機能不全に陥らせている(MAFF 2002c)。

このような公式声明から理解するに、日本政府が近い将来、捕鯨に関してその姿勢を変える可能性は低いようだ。日本政府はこれまで、捕鯨は資源管理の問題であり、鯨の個体数が繁殖を確保できるレベルに維持される限り捕鯨操業は認められるべきであると主張しており、これからもその主張を続ける可能性が高い。

5.2 日本国内の文化構造

日本の大衆とリーダーたちは捕鯨議論を概ね、文化の問題と受けとめている。彼らは、日本には独特の魚食文化（鯨を食べる文化）があると信じている¹⁷⁾。多くの日本人研究者や当局者（例：[MOFA] 1999；Komatsu 2002；Osumi 2003）によれば、日本の鯨食文化は有史以前にさかのぼる。太古の埋葬塚で見つかった鯨の絵、鯨の骨、捕鯨用の手投げ鉞を根拠に、彼らは日本のコミュニティの一部では、最初に座礁した鯨を食べ、その後縄文時代（紀元前 10000-300 年前）の間に原始的な捕鯨が始まったと主張している。このような研究者や当局者はまた、17 世紀末の大型の捕獲網の導入により、日本の商業捕鯨は太地（大阪近郊）で始まり、18 世紀には日本の南部、そして 19 世紀には北部へと広がったと議論している。捕鯨漁師たちは鯨肉を他の村人や地域コミュニティと分配し、独特の鯨肉料理を創作しつつ、これが集団的な鯨食文化に発展したと信じられている（Takahashi 1992, Osumi 2003）。この見方によれば、日本人は鯨を独自の方法で利用する。鯨の第一の利用法が油の抽出である西洋人（例：米国人、英国人、オランダ人）とは異なり、日本人はどのような部位をも「無駄にすること」なく、鯨の身体ほぼ全体を食用や油に利用している（Komatsu 2002：31；Osumi 2003：60-61）。

しかしながら、このような観点において往々にして見逃されているのは、この何千年と続く鯨食文化は日本の特定の沿岸地域に限られていたこと、そして鯨肉消費が全国的に広がったのは第二次大戦後（困窮する国民に食料を供給するため、Kalland 1998 参照のこと）になってのことなどである。実際、20 世紀初頭に入っても国内の北部地域には、鯨はコミュニティを見守り村人に富をもたらす手助けをする神秘的な神（エビス）であると考え、殺すことに抵抗した人々がいた（Takahashi 1992）。

日本の魚食文化の正当性は、鯨食は何千年にもわたる伝統的な習慣であるという思考体系だけではなく、鯨は魚の一種であり、たんぱく質源であるという考えにも基づいている¹⁸⁾。

日本では従来、仏教の教えに基づき、陸生動物を食べることは好ましくない一方、魚や鯨を食べることは許容されると考えられていた。この信念は日本のリーダーが規定したいくつもの法令に見ることができる。たとえば、6 世紀の熱心な仏教信者であった天武天皇

17) Sumi (1989), Doi (1992), Kalland (1998), Komatsu (2000), Morishita (2002), Osumi (2003) 参照のこと。

18) 日本で鯨を魚の一種と考える見方は、日本語の書記体系にも反映されている。クジラを表す漢字には魚を意味する部首（魚偏）が含まれている。

は魚や鯨を除き、陸生動物の殺生と摂食を禁じている。同じように17世紀、江戸時代にも5代目将軍徳川綱吉が類似の法令を布告した(Komatsu 2002; Osumi 2003)。このため日本人評論家の多くは、鯨食は(彼らが正しく指摘する通り)日本の西欧化に続いてわずか200年前に始まった牛の食肉とは対照的に、日本の歴史と文化の重要な一部であると主張している(Sumi 1989)。

鯨は魚の一種であるという認識により、多くの日本人は欧米の動物愛護活動家の訴える鯨の権利には共感しない。北米の研究者が行った捕鯨に関する世論の国際比較調査によると、日本と反捕鯨国の大衆の認識の間には大きな隔たりのあることが分かった。たとえば、この調査における日本人回答者の64%強が適切に規制されていれば、捕鯨には何も問題がないと答えたのに対し、この言説に同意するオーストラリア人はわずか21%であった。また、鯨のように知性の高い生物を殺すことは想像できないと答えた日本人回答者は25%に過ぎなかったのに対し、オーストラリア人の64%がこの言説に同意している(Freeman and Kellert 1992: 4)。

捕鯨を擁護する日本人の中には、捕鯨をめぐる論争は「肉食民」(特にアングロ・サクソン系人種)と「魚食民」(日本人)の間のあつれきととらえ、彼らが国際関係における侵略者と考える米国が反捕鯨運動のリーダーであることから特に、この問題を人種差別や文化的植民地主義と結びつける者もいる。彼らは、反捕鯨規範の押し付けは道徳的に劣ったという烙印を押されたグループに対し、別のグループが強いる文化的侵害行為であるとしている(Friedheim 2001)。たとえば、1989年に行われたIWC会議において日本の代表理事は、肉食文化が魚食文化を破壊するためにIWCを巧みに利用していると訴えた(Stedman 1990: 157-158)。この見方によれば、鯨など特定の哺乳類を殺すことは道徳的に間違っているが、カンガルー(オーストラリア)やきつね(欧州)、子牛(米国)など他の哺乳類を殺すのは受容できると主張するのは偽善的である。そして、ある文化的風習が過剰搾取や種の絶滅につながる限りは、どのような文化にもその一連の風習を堅持する権利があると訴えるのである(Komatsu 2000; Browne 2001; Corliss 2002b; Komatsu 2002)。

日本の鯨食文化を擁護して、農林水産省は以下のように主張している。

鯨肉の消費は時代遅れの文化的風習ではなく……牛肉を食べることが世界の標準でもない……。世界中の地域に存在する様々な文化においては、牛肉や豚肉の消費は許されないことだ。異文化の食習慣の受容と文化的多様性の奨励は、絶滅種の救済や生物学的多様性の奨励と同じように大切なことは明らかである。鯨肉の消費が鯨類の生存を脅かさないのであれば、鯨食の風習を許容できない人々は、自分たちの考え方を他者に押し付けようとするべきではない(MAFF 2002c)。

日本政府による鯨食文化の擁護は、韓国の人々の犬肉の食習慣に対する感情と似ていると考える人がいるかもしれない。2002年にサッカーの世界カップが韓国で開催された時、欧米の動物愛護活動家や国際サッカー連盟（FIFA）は、食料として犬を殺す韓国の伝統の残虐さ（と彼らが呼んだ）を批判した。それに対し、韓国の犬肉料理を擁護する人々は、韓国の全国紙において欧米の批評家に対する怒りを表明し（‘Dog Lovers Threaten’ 2001）、自らの伝統を守るためにソウルでデモを行った（‘South Korea’s Dog Eaters’ 2002）。日本の捕鯨擁護活動家と同様に、韓国の愛国主義者たちは欧米の犬食に対する非難を韓国文化の否定であり、外部価値観の押しつけであると考えたのである。

このように、日本における従来の考え方との文化的不調和（たとえば既述の Checkel による文化的相性のスケールにおける相性の悪さ）のため、反捕鯨規範の推進者たちは日本で反捕鯨運動を生み出すことに成功していない。一般的に日本の環境保護 NGO は大衆との関係を悪化させるのをおそれて捕鯨関連問題を全て回避している。この問題を取り上げた人々は、ほとんど関心がないか、捕鯨を擁護する大衆に直面せざるをえなかった。その間、グリーンピース・インターナショナルなど、国際的な反捕鯨 NGO の一部は東京に活動拠点を開いたが、大抵の場合、海外の本拠地が活動の計画や実施を管理し、各地域の事務所には文化的な問題を意識した活動を策定する余地はほとんどないのが実情である（Wong 2001）。

このような、日本国内の反捕鯨運動に対するおしなべて厳しい環境にも関わらず、そのような運動を組織する可能性が全くないわけではない。とりわけ、日本の若者たちは年配の世代と比べ、捕鯨問題について偏見にとらわれていない。1970年以來、日本の鯨肉消費は着実に減少しており、今日の日本の若者たちは鯨肉を食べた経験がほとんどないまま育ったため、年配の世代と比較して彼らは鯨肉や捕鯨に対し、あまり愛着を感じていないのである（‘Shōgyō Hogeī Teishi’ 2002；Corliss 2002a）。日本の若者たちは鯨の持つ権利を信じてはいないかもしれないが、また同時に、彼らは捕鯨文化への強い信念も持ってはいないのである。

日本の環境保護 NGO の中にはこの、より柔軟な若い世代にアピールし捕鯨問題に取り組もうとしている団体もある。しかし、それらの団体はこの問題に関して政策に影響を与えるまでの成功は見えていない。この理由を理解するためには、文化的相性の悪さという点だけでなく、日本国内の政治構造と捕鯨の関係について考える必要がある。

5.3 日本の国内政治構造

捕鯨問題に関する日本国内の政策決定過程は、強い官僚リーダーシップに特徴付けられ

た非常に中央集権化されたものといえる。官僚リーダーたちは日本における捕鯨の主要な擁護者であり、このことが反捕鯨規範の普及に大きな障害となっている。この政策決定過程は概ね、国内ならびに国際 NGO などの反捕鯨アクターによる政策への影響力を排除するのである。この過程は Cortell and Davis (1996) の、集権化された権力と国家と社会の疎遠な関係という特徴を持つ I タイプ構造を例証している。

日本では、捕鯨は環境省その他の環境問題を管轄する機関の管理対象ではない。むしろ、農林水産省と外務省という他の二つの省が日本の捕鯨政策を担当しており、また前者は後者より強い影響力を発揮している。捕鯨は 1949 年の漁業法によって規制されている。農林水産省、より具体的にいえば、農林水産省の監督する水産庁が全ての捕鯨活動を管轄下においている (Wong 2001 参照のこと)。農林水産省は職員を水産庁に出向させ、同庁の活動を厳密に監視している。

IWC、反捕鯨国、国際 NGO に対する日本政府の激しい非難は農林水産省と水産庁（とりわけ同庁内の遠洋課捕鯨班）が発案する考え方に由来している。IWC 会議において、水産庁は捕鯨を完全に放棄する環境保護にまつわる理由は全くないために、適度に管理された捕鯨（例：商業捕鯨）を再開すべきと繰り返し、強く訴えている。

なぜ農林水産省と水産庁は反捕鯨規範に反対し、科学調査プログラムに好意的なのだろうか？少なくとも 6 つの要素が彼らの規範不服従政策の理由である。まず初めに、IWC が鯨資源を調べ、おそらくは加盟国に持続可能なやり方で商業捕鯨の再開を許可するために科学調査の実施を予定していた際、農林水産省と水産庁は 1982 年モラトリアムを 1990 年までしか続かない暫定的な方策であると考えていた。それらの省庁は捕獲の可能な豊富な鯨資源のあることを立証するため、日本政府自らの調査を行うことを決定した。上記省庁で捕鯨問題を扱う官僚のほとんどが鯨類に関する広範な知識を持つ専門家であり、捕鯨には科学的な根拠があると信じている (Morishita 2002 参照)。

第 2 の要素として、農林水産省と水産庁のリーダーは、日本は調査のために鯨を捕獲する法的権利を持ち、ICRW に基づいた調査の後には鯨を処理、利用する義務があると考えていることが挙げられる。実際、ICRW 第 8 条の下、加盟国は科学調査のためには IWC の規制なしに鯨を捕獲することを認められている (Stedman 1990 : 162)。

第 3 の要素としては、捕鯨は農林水産省と水産庁の管轄下にあるため、捕鯨の終焉はこれら省庁の予算と政治力の減少を意味することである。日本における省庁間の苛烈な競争をかんがみると、特に農林水産省が自発的に自らの管轄内にある主要分野（の一つ）を譲歩する可能性は低い。

第 4 番目に、農林水産省と水産庁のリーダーたちは、将来の商業捕鯨復活を期待して、捕鯨産業を維持することを期待している点が挙げられる。これはこれら省庁の政治力を一

層強める可能性がある。

5番目の要素として、農林水産省と水産庁の官僚たちは捕鯨の禁止が、彼らの管轄にある他の種類の海洋生物に及ぶかもしれないという波及効果の懸念がある。日本は特にミナミマグロ漁などを含む漁業活動に対する国際的な規制圧力の高まりに直面している¹⁹⁾。これに加えて、農林水産省と水産庁の官僚たちは、特定の種類の鯨はここ数十年の間に頭数が急速に増加しており、それらを全て保護するよりは節度を守って捕獲した方がより持続可能であると主張している。彼らの見方によれば、それらの鯨は大量の魚を食べるため、最終的には地球生態系のバランスを破壊し、漁業を脅かすおそれがあり、このような鯨類の急速な増加は深刻な問題である (Morishita 2002)。

最後に、既に述べた通り、農林水産省と水産庁の姿勢は、日本は伝統的に鯨食文化を持ち、鯨は魚の一種であり、鯨を食べることと牛肉か豚肉を食べることの間にはなんら道徳的な相違はないとする、より広い社会の考え方を反映していることである。このような認識を所与として、農林水産省と水産庁の官僚たちは欧米、特に米国からの批判に反発している。彼らは米国政府を世界でもっとも強大な力を持つ国家であり、それが日本の捕鯨の必要性に対して無神経に行動し、日本政府が反捕鯨規範に従うように不当に嫌がらせをしていると考えている。

ただし、農林水産省と水産庁は、一枚岩ではない。捕鯨を担当するグループと海外漁業を担当するグループは対立関係にあるのだ。IWCが1982年の商業捕鯨モラトリウムを採択した時、水産庁捕鯨課は同じ庁内の漁業担当者たちに、日本はモラトリウムに対する異議を申し立てるべきであるという(捕鯨課の)訴えを受け入れさせるために数ヶ月かけて彼らを説得していた。捕鯨担当者たちは、モラトリウムの容認は他の漁業レジームによる、日本の漁業全体の利益を損なうさらなる規制の誕生につながるかもしれないと主張した。捕鯨担当者たちは、最終的には漁業担当者たちから同意をとりつけ、モラトリウムに対する異議申し立てを行ったが、彼らはまもなくその申し立ての取り下げを余儀なくされた。捕鯨担当者たちは水産庁と農林水産省の漁業担当官僚たちから異議を取り下げるよう圧力

19) たとえば、1998年にオーストラリアとニュージーランドはミナミマグロの保存のための条約(1993年に当該3カ国が減少する資源を管理するために締結した条約。ミナミマグロ保存委員会として知られている)の下、正式な紛争解決手続きに訴えることで日本の一方的なミナミマグロの試験操業に対し抗議した。この抗議にも関わらず、日本は試験操業プログラムを継続した。オーストラリアとニュージーランドはこの事例を国際海洋裁判所(ITLOS)に持ち込み、試験操業を行うことで日本は、ミナミマグロ資源の保存と管理に関して国連海洋法条約(UNCLOS)で定めた義務を遵守していないと訴えた。ITLOSは日本にそれらの国々との同意がない場合、試験操業を差し控えるよう命じた。2000年に日本がITLOSに反対意見を提出した際、UNCLOSに準ずる仲裁裁判所がこの案件を審理するために召集された。同裁判所はその後、この案件の判決を決定する司法権を欠いていると評決を下しITLOSの決定を破棄した(The New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade, 2002)。

をかけられたのである²⁰⁾。その時までには米国は、同国の排他的経済水域における全ての日本の漁業活動を禁じるため、直ちにバックウッド・マグナソン修正法を発効させた。捕鯨への関心より、日本の漁業全体への関心ははるかに実体的であったために、漁業担当者たちは民間産業からの支持を受け、捕鯨担当者たちを説得したのである (Wong 2001)。

捕鯨問題におけるもう一つの政府機関アクターである外務省は、政策決定とその実施のいずれにも関与しておらず、海外との関係においてただ政府の連絡窓口としての役割を果たしている。外務省 (例: 同省内の経済局漁業室) は農林水産省、水産庁と共に IWC へ日本の代表を派遣、日本の科学調査プログラムに対する海外からの批判に答え、反捕鯨国との対立を緩和させようとしている。外務省は捕鯨に関しては農林水産省より柔軟なアプローチをとっているが、国際舞台においては農林水産省と水産庁の立場を擁護している。たとえば、外務省は「一部の NGO やメディアはこの [捕鯨] 問題について、世論に向けてわれわれの活動に対して感情的な反発を招くような誤った情報を広めており、そのことは対話をより一層難しくするおそれがある」と主張している (MOFA 2002a)。そして、同省はまた、「日本の沿岸地域における 50 頭のミンククジラ捕獲許可の要請は妥当なものだ」としている (MOFA 2002b)。外務省はさらに、日本政府の活動 (同省の見方によれば、それは ICRW の方針に沿っている) の合法性を力説、日本の行動は国際コミュニティに同調するものと強く訴えている。外務省による農林水産省の立場への支持と、他国との対立を和らげようとする試みは、同省内の政治を反映したものである。外務省は捕鯨問題をめぐって分裂している。同省の経済局海洋室は水産庁の捕鯨政策を熱心に推進する一方、北米局は日本の捕鯨擁護姿勢が日米関係に与える悪影響について非常に神経質になっており、捕鯨に関して全く協力的ではない (北米局の態度については Wong 2001 参照のこと)。

しかしながら、捕鯨分野における外務省の役割は、同省が政策決定ならびに実行権限を持たないため、限定的である。この問題については、外務省は農林水産省に対し従属的なパートナーなのである。外務省は単に農林水産省や水産庁の決定に従い、国際世界に対する日本の立場を軟化させようと試みるだけである。多くの外務省官僚、特に北米局の官僚たちはしばしば、国際会議における農林水産省や水産庁の挑発的な言葉に愕然とさせられているが、同省はこの問題に関して、そのような姿勢を抑止する国内的な影響力を持ってはいないのである。

そのような間にも、小規模な捕鯨コミュニティを代表する数人の国会議員を除き、日本の政治家のほとんどは捕鯨問題に関わっておらず、政策決定権を農林水産省と水産庁の官僚たちの手に委ねている。日本の二大政党、自由民主党 (LDP) と民主党 (DPJ) は捕鯨

20) 筆者はこの点を指摘してくれた匿名の査読者に感謝の意を表す。

擁護団体を立ち上げた。自民党捕鯨議員連盟と民主党捕鯨対策委員会である。しかし、これらの団体は捕鯨分野の政策決定過程において強い影響力を発揮していない。Wong (2001) が指摘しているように、捕鯨擁護はほとんどの政治家にとって瑣末な問題である。なぜなら、彼らの選挙区民は他の問題にはるかに強い関心を抱いているからだ。他方、日本には反捕鯨主張を擁護する政治家もほとんどいない。これは、議会で影響力を持つ議員の多くが捕鯨に強く反対するために環境保護 NGO と協働している米国とは非常に対照的である (Friedheim 2001 参照)。

同様に、歴代の日本の首相は概して、捕鯨問題に関する日々の政策決定には携わっていない。彼らは自らの見方を捕鯨が国際的な政治問題になった時だけ表明する。彼らは国際世論に敏感で、捕鯨には反対しているが、彼らの見方はほとんど影響力を持たない。たとえば、1980 年代前半、中曽根康弘首相は 1982 年のモラトリアムを受け入れるよう水産庁に圧力をかけた。当時、日本は米国に対し、巨大な貿易黒字を蓄積していたために、中曽根は米国政府とそれ以外のどのような対立も回避することを望んでいた。中曽根は公然と日本の調査捕鯨プログラムに反対していたが、彼の反対は農林水産省と水産庁に押し切られた (Wong 2001)。このように首相でさえ、官僚機関を反捕鯨規範に従わせることができないのである。

官僚の政策決定システムはまた、社会 (ビジネス部門でさえ) による圧力をも排除する。日本の民間部門は政府の政策に大きな影響を与えているという一般的なイメージに反して (Peterson 1992)、捕鯨政策策定に民間部門が関わる度合いは非常に低い。日本の捕鯨産業は 1970 年代以降、著しく縮小され、政策決定にはほとんど影響を及ぼしていない。今日、従業員およそ 300 名の共同船舶が調査捕鯨に携わる企業である。以前は日本共同捕鯨として知られたこの会社は、日本の捕鯨産業が 1970 年代に縮小したために、複数の漁業会社による捕鯨操業を合併して 1980 年代に作られた。共同船舶は準政府機関である財団法人日本鯨類研究所と連携して鯨を捕獲、研究することを政府から正式に委託されている。調査が行われた後、2-3000 トンの鯨肉が日本政府に買収され、その売上金が調査プログラムのコストをまかなうために使われている。そして政府は鯨肉を国内の地方政府に分配し、そこから魚類の卸売り市場へ引き渡される ('Japan—the Politics of Whaling' 2000)。調査捕鯨プログラムにおいて政府 (中央、地方双方)、研究所、漁業会社の間には緊密な関係が存在するが、捕鯨産業の果たす役割は限られている。たとえば 1980 年代に共同船舶は、1200 から 1500 頭のミンククジラの科学調査プログラムが設置されるよう要望したが、水産庁はその要請を却下、代わりに毎年 300 から 400 頭の割り当てに制限した (Wong 2001)。

日本国内で政府の捕鯨政策に反対する活動を行っているアクターは、数えるほどの国際、

国内 NGO だけである²¹⁾。しかし、彼らは官僚に対し影響力を与えることに成功していない。これは一つには、既述の通り、文化的な理由により、彼らの反捕鯨運動に対し、有力な世論の支持がないことによる。しかし、それら NGO の失敗はまた、彼らが官僚と協働関係を築けないでいる現実にも起因するのだ。彼らは捕鯨問題についてこれまでのところ、農林水産省や水産庁と妥協点を見出していない。

日本の NGO は近年、環境問題の分野において、政治的影響力を得てきている。これは、たとえば 1998 年の NPO 法（以前は特定非営利活動促進法として知られていた）の制定を通じた法的地位を獲得したことにも明らかである。NPO 法の施行まで日本では、様々な規制による要件（例：特定の金融資産や長期間にわたる承認のプロセスなど）のために、ほとんどの非営利団体が法的地位を得ることを阻まれていた。1998 年の NPO 法は財政上の要件を撤廃し承認プロセスを簡素化（Pekkanen 2000）、初めて反捕鯨 NGO にも法的地位（NPO 法人）を得ることが可能になった（Greenpeace 2002）。

日本で捕鯨問題に取り組んでいる国内の NGO はほんの少数である。その中でももっとも活発に活動しているのは、2002 年の IWC 年次会合に先立ち、その前年に反捕鯨世論を盛り上げるために設立されたネットワークであるクジラ保護連絡協議会²²⁾の 4 メンバー（イルカ・クジラ・アクション・ネットワーク、国際動物福祉基金、グリーンピース ジャパン、クジラ問題ネットワーク）である。これらの NGO は小規模な集会を組織、IWC に出席する日本代表団に抗議の手紙を出したり、ニュースレター、インターネット、シンポジウムや会議を通じて公衆の教育活動を進めている（Whale Conservation Coalition of Japan 2002）。しかし、それらの団体はまだ新しく、運動規模も小さいうえ、彼らの意見は官僚リーダーたちに対等な相手と認識されていないために、捕鯨問題の政策決定にはほとんど影響力を持っていない。これらの NGO とは別に、より小さい国内の NGO で反捕鯨主張に共鳴しているものとしてはエルザ自然保護の会、野生生物保全論研究会などがある。しかし、それらの団体のいずれも、政策決定に影響力をを持っていない（Wong 2001）。政策決定構造にアクセスできないことと、強力な政策関係者と「有力な同盟」を形成できないために、国内 NGO は日本の捕鯨政策にほとんど影響を与えることができないでいる。

日本の NGO は人道的援助といった他の分野においては、官僚（特に外務省）との協働

21) 日本の非営利部門は様々である。一部の NGO は捕鯨擁護の立場で農林水産省と水産庁の捕鯨問題に対する姿勢を強く支持している（たとえば、日本捕鯨協会、日本小型捕鯨協会、日本鯨類研究所）。それらの団体の多くは準政府機関であり、政府関係者と連携、政府の補助金を受け取り、彼らと緊密な関係を保っている。これらの NGO は政府に対する自律性の欠如により、通常の場合、非営利団体とは認識されていない（Hirata 2002 参照）。

22) クジラ保護連絡協議会自体も 2002 年の IWC 年次会合のために設立された時限的なネットワークであり、会合後は活動を休止、継続した活動はない。

に関していく分かの成功を収めている。NGOと外務省の協働は援助に携わるNGOと開発問題への強い世論の支持があったうえ、日本の政府開発援助（ODA）をめぐる（一つの省による独占の代わりに）省庁間の激しい競争があったために初めて可能になった。いくつもの省（例：財務省、経済産業省）がODAに伴う予算と権限をめぐって競争しており、外務省はNGOとの協働を歓迎した。それは、同省とパートナーとなるNGOの双方に開発途上地域への人道支援の増加という共通の関心事があったからである。NGOと協働することにより、外務省はODA予算増加の一助となる国内の支持基盤を拡大することができる。一方、外務省との緊密な関係により、NGOは日本のODA政策全体（例：援助の重点をインフラから人道支援に変更することなど）に影響を与えることができたのである（Hirata 2002）。

捕鯨問題の分野では、しかしながら、NGOと官僚の間にはこのような親密な関係は存在しない。NGOと官僚の間で共通の関心事がないため、省庁間の競争も存在しない。反捕鯨NGOは経済開発に携わるNGOのように広範な社会からの支持を受けず、官僚—特に農林水産省—は彼らと協働することには関心を持っていない。

国際NGOもまた、日本政府の捕鯨政策を変えるにはこれまでのところ無力に終わっている。既述の通り、彼らは地域のNGOとの密接な協力関係を築くことができないでおり、また、日本の政策決定システムにも浸透することができないままである。彼らは米国や欧州の政治家たちと反捕鯨主張の普及のために親密に協働しているが、彼らに共感し彼らの立場を代弁する日本の政治家はまだ見つかっていない。

政策決定メカニズムが農林水産省の強いリーダーシップに集中しているため、同省の選好と利害関心が非常に重要になっている。この上意下達の政策決定環境において、農林水産省と水産庁の決定が日本の政策を方向付けるのである。もし、反捕鯨規範が国内で力を得ようとするならば、上記の省庁が新しい規範を受け入れるほかないだろう。立場を変えることは彼らの関心事ではなく、また反捕鯨アクターたちも農林水産省や水産庁の見解を変えることや、彼らの支配力を押さえ込むほど強力な社会ムーブメントを作り出すことができないでいるため、捕鯨擁護政策は続いている。

6. 結 論

本稿はシステムレベル分析が日本の捕鯨慣行を説明するのに適していないことを論じてきた。ネオリアリズムも新自由主義制度派も覇権による圧力や長期的な物質的恩恵に根ざさない日本の政策を説明できないため、レジーム論は日本の捕鯨事例には当てはまらない。

さらに、構造主義の規範普及についての説明も有用ではない。なぜなら、国際的な活動家のネットワークは日本の捕鯨政策にほとんど影響を及ぼしておらず、他の国家との社会的な交流（周囲からの圧力を含む）は日本政府が融和的な姿勢をとる結果につながっていない。すなわち、レジーム論も構造主義もシステムレベルにおける規範普及について一般的な現象を説明するには有用であるが、国際規範が国内レベルに到達する、または失敗する正確なメカニズムを特定することはできないのである。

本稿は国内の制度が規範遵守の過程に二つの意味で重要であると主張する。第一に、既存の文化構造が、アクターの規範に従う意欲に影響を与える。従来の社会的概念（例：鯨は魚の一種である、牛や豚を食べることと、鯨肉を食べることは大差ない、など）により、日本社会において反捕鯨規範の遵守が阻まれている。国内の文化はアクターの行動に多大な影響を与える。国際規範と国内文化の間の相性があまり良くない環境においては、政策リーダーたちが愛国主義を鼓舞し、「われわれ対彼ら」といった感情を作り出すために国内に既存の考え方を巧みに利用することができる。そうすることで彼らは国内の世論と国際規範の擁護者たちの関係を悪化させるのである。

次に、政治制度の構造もまた、日本の規範遵守拒否の政策を説明する。捕鯨分野の政策決定過程は官僚、特に農林水産省と水産庁に高度に集中している。官僚たちは政策変更に影響を与えるアクセスポイントを持たない社会アクターから隔絶されている。反捕鯨 NGO は政策決定に全く影響力を持たない。農林水産省と水産庁は日本政府の捕鯨政策に関して実質的に独占状態にあり、それらの省庁の組織文化と政治（どちらも鯨は魚と同じであるというより広い社会的観念と自身の行政上の管轄分野を維持するという組織的利己心を反映している）が日本の国策を決定しているのである。

要約すると、筆者はどのように規範は国内に普及する（もしくは普及に失敗する）か、それはなぜなのかという問題の詳細をより深く理解するためには、国際規範と国内構造のつながりに多くの注意を払う必要があると主張するものである。どのように国内の文化的、政治的構造が規範の普及に影響するのか具体的な解明に取り組むために、今後さらなる研究が必要である。とりわけ、文化的、規範的な相性の程度を測る方法や、問題となる国際規範がたどる国内の政治構造のタイプをどのように見極めるかを理解することが重要であろう。

参考文献

Andresen, Steinar. 2002. 'The International Whaling Commission (IWC): More Failure Than Success?' In *Environmental Regime Effectiveness: Confronting Theory with Evidence*, eds. Edward L. Miles,

- Arild Underdal, Steinar Andresen, Jorgen Wettestad, Jon Birger Skjærseth, and Elaine M. Carlin. Cambridge, MA: The MIT Press.
- Aron, William. 1988. 'The Commons Revisited: Thoughts on Marine Mammal Management.' *Coastal Management* 16(2): 99-110.
- Aron, William. 2001. 'Science and the IWC.' In *Toward a Sustainable Whaling Regime*, ed. Robert L. Friedheim. Seattle, WA: University of Washington Press: 105-122.
- Bell, Alistair. 2002. 'UN Body Blocks Japan Bid to Trade in Whale Meat.' *Malaysian Nature Society E-Environment* (27 November). Available at <http://www.mns.org.my/article.php?sid=301> (accessed 1 December 2003).
- Browne, Anthony. 2001. 'You Eat Cows and Pigs, So Why Can't We Eat Whales?' *The Observer* (24 June). Available at <http://observer.guardian.co.uk/focus/story/0,6903,511787,00.html> (accessed 1 December 2003).
- Burns, William C. 1994. 'The International Whaling Commission in the 1990s: Problems and Prospects.' *International Wildlife Law Occasional Paper Series* 6. Madison, WI: The Pacific Center for International Studies.
- Checkel, Jeffrey T. 1997. *Ideas and International Political Change: Soviet/Russian Behavior and the End of the Cold War*. New Haven: Yale University Press.
- Checkel, Jeffrey T. 1999. 'Norms, Institutions and National Identity in Contemporary Europe.' *International Studies Quarterly* 43(1): 83-114.
- Checkel, Jeffrey T. 2001. 'Why Comply? Social Learning and European Identity Change.' *International Organization* 55(3): 553-588.
- Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora. 2000. 'Conservation of Cetaceans, Trade in Cetacean Specimens and the Relationship with the International Whaling Commission.' Resolution Conference, 11th Meeting of the Conference of the Parties, Kenya, April 10-20.
- Corliss, Mick. 2002a. 'Arguments of Whalers, Opponents Both Have Merit, Writer Believes.' *The Japan Times Online* (18 May). Available at <http://www.japantimes.co.jp/cgi-bin/getarticle.pl5?nn20020518b2.htm> (accessed 15 July 2002).
- Corliss, Mick. 2002b. 'Where *Kujira* Cuisine is a Matter of Course.' *The Japan Times Online* (19 May). Available at <http://www.japantimes.co.jp/cgi-bin/getarticle.pl5?.fe20020519a4htm> (accessed 15 July 2002).
- Cortell, Andrew P. and James W. Davis, Jr. 1996. 'How Do International Institutions Matter? The Domestic Impact of International Rules and Norms.' *International Studies Quarterly* 40(4): 451-478.
- Cortell, Andrew P. and James W. Davis, Jr. 2000. 'Understanding the Domestic Impact of International Norms: A Research Agenda.' *International Studies Review* 2(1): 65-87.
- Day, David. 1987. *The Whale War*. Vancouver: Douglas and McIntyre.
- De Alessi, Michael. 1995. 'Some Whales Need Saving More Than Others.' *The Washington Times* (15 March): A25.
- DeSombre, Elizabeth. 2001. 'Distorting Global Governance: Membership, Voting, and the IWC.' In *Toward a Sustainable Whaling Regime*, ed. Robert L. Friedheim. Seattle and London: University of Washington Press: 183-199.
- Diamond, Jared. 2002. 'A Whale of an Agenda.' *The Los Angeles Times* (23 June): M1, 6.
- Doi Zenjiro. 1992. *Saikin Hogeï Hakusho* (White Papers on Recent Whaling). Tokyo: Maruzen.
- 'Dog Lovers Threaten World Cup Boycott.' 2001. *Cable News Network (CNN)* (5 August). Available at <http://www.cnn.com/2001/WORLD/asiapcf/east/08/05/korea.dog/> (accessed 9 October 2003).
- 'Emotions Escalate in U. S., Japan Whaling Debate.' 2000. *Cable News Network (CNN)* (14 September). Available at <http://cnn.com/2000/NATURE/09/14/whales.japan.reut/> (accessed 26 June 2002).
- Finnemore, Martha. 1996. *National Interests in International Society*. Ithaca, NY: Cornell University Press.

- Finnemore, Martha and Kathryn Sikkink. 1998. 'International Norm Dynamics and Political Change.' *International Organization* 52(4): 887-917.
- Florini, Ann. 1996. 'The Evolution of International Norms.' *International Studies Quarterly* 40(3): 363-389.
- Freeman, Milton M. R. and Stephen R. Kellert. 1992. *Public Attitudes to Whales: Results of a Six-Country Survey*. Alberta, Canada: Canadian Circumpolar Institute.
- Friedheim, Robert L. 2001. 'Introduction: The IWC as a Contested Regime.' In *Toward a Sustainable Whaling Regime*, ed. Robert L. Friedheim. Seattle, WA: University of Washington Press: 1-45.
- Fujimoto, Masaru. 2003. 'Black Ships of "Shock and Awe."' *Japan Times Online* (1 June). Available at <http://www.japantimes.co.jp/cgi-bin/getarticle.pl5?fl20030601a1.htm> (accessed 2 March 2004).
- Gilpin, Robert. 1981. *War and Change in World Politics*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Goertz, G. and P. Diehl. 1992. 'Toward a Theory of International Norms: Some Conceptual and Measurement Issues.' *Journal of Conflict Resolution* 36(4): 634-664.
- Greenpeace. 2000. 'Whaling.' Available at http://whales.greenpeace.org/whaling/jp_scientific.html (accessed 26 June 2002).
- Greenpeace. 2002. 'Gr̄inp̄isu Japan, NPO-h̄ojin Sh̄utoku' (Greenpeace Japan Acquires NPO Status). (15 January). Available at http://www.greenpeace.or.jp/press/2002/20020115_html (accessed 13 October 2003).
- Gulland, John and Margaret Klinowska. 1988. 'The End of Whaling?' *New Scientist* 120(1636): 42-47.
- Harrop, Stuart R. 2003. 'From Cartel to Conservation and on to Compassion: Animal Welfare and the International Whaling Commission.' *Journal of International Wildlife Law and Policy* 6(1): 79-104
- Hawkins, Darren. 2001. 'The Domestic Impact of International Norms and Transnational Networks.' Paper presented at the Annual Meeting of the American Political Science Association, San Francisco, August 30-September 2.
- Hirata, Keiko. 2002. *Civil Society in Japan: The Growing Role of NGOs in Tokyo's Aid and Development Policy*. St. Martin's Press: New York.
- International Whaling Commission. 2002. 'The Text of the International Convention for the Regulation of Whaling, 1946 and Its Protocol.' Available at <http://www.iwcoffice.org/Convention.htm> (accessed 1 July 2002).
- International Whaling Commission. 2003. 'Membership.' Available at <http://www.iwcoffice.org/iwc.htm#Members> (accessed 1 December 2003).
- 'Japan-the Politics of Whaling.' 2000. *The Economist* (9 September): 42.
- Kalland, Arne. 1998. 'The Anti-Whaling Campaigns and Japanese Responses.' Available at http://luna.pos.to/whale/icr_camp_kalland.html (accessed 3 July 2002).
- Kalland, Arne and Brian Moeran. 1992. *Japanese Whaling: End of an Era?* London: Curzon Press.
- Keck, Margaret E. and Kathryn Sikkink. 1998. *Activists beyond Borders: Advocacy Networks in International Politics*. Ithaca, NY: Cornell University Press.
- Keohane, Robert. 1984. *After Hegemony: Cooperation and Discord in the World Political Economy*. Princeton, NJ: Princeton University Press.
- Komatsu Masayuki. 2000. 'Kujira wa Tabete ii!' (It is OK to Eat Whales!). Tokyo: Takarajimasha.
- Komatsu Masayuki. 2002. *Kujira to Nihonjin* (Whales and the Japanese). Tokyo: Seishun Shuppansha.
- Krasner, Stephen D. 1983. 'Structural Causes and Regime Consequences: Regimes as Intervening Variables.' In *International Regimes*, ed. Stephen D. Krasner. Ithaca, NY: Cornell University Press: 1-21.
- Krasner, Stephen D. 1993. 'Sovereignty, Regimes, and Human Rights.' In *Regime Theory and International Relations*, ed. Volker Rittberger. Oxford: Clarendon Press: 139-167.
- Legro, Jeffrey W. 1997. 'Which norms matter? Revisiting the "Failure" of Internationalism.' *International Organization* 51(1): 31-63.
- Mandel, Robert. 1980. 'Transnational Resource Conflict: The Politics of Whaling.' *International Organi-*

- zation 24(1): 99-127.
- March, James and Johan Olson. 1989. *Rediscovering Institutions: The Organizational Basics of Politics*. New York: Free Press.
- McKillop, Peter. 2000. 'Letter from Japan: Whale of a Problem.' *Time Magazine* (1 September). Available at <http://www.time.com/time/asia/asiabuzz/2000/09/01/> (accessed 26 June 2002).
- Ministry of Agriculture, Forestry, and Fisheries (MAFF), Government of Japan. 2002 a. 'Alaskan's Lose Quota due to United States' Hypocrisy.' Media release (23 May).
- Ministry of Agriculture, Forestry, and Fisheries (MAFF), Government of Japan. 2002 b. 'Japan's Position on Small-type Coastal Whaling and Aboriginal Subsistence Whaling.' Media release (24 May).
- Ministry of Agriculture, Forestry, and Fisheries (MAFF), Government of Japan. 2002 c. 'Share Our Philosophy with You: Japan will Host the 54th International Whaling Commission Annual Meeting in 2002.' Available at <http://www.jfa.maff.go.jp/whale/assertion/assertion.htm> (accessed 26 June 2002).
- Ministry of Foreign Affairs (MOFA), Government of Japan. 1999. 'Partial Chronology of Whaling.' Available at <http://www.mofa.go.jp/policy/economy/fishery/whales/iwc/chronology.html> (accessed 26 June 2002).
- Ministry of Foreign Affairs (MOFA), Government of Japan. 2002 a. 'The Position of the Japanese Government on Research Whaling.' Available at http://www.mofa.go.jp/policy/q_a/faq6.html (accessed 26 June 2002).
- Ministry of Foreign Affairs (MOFA), Government of Japan. 2002 b. 'Japan's Request for a Catch of 50 Minke Whales in its Coastal Waters is Justifiable.' Available at <http://www.mofa.go.jp/policy/economy/fishery/whales/iwc/request.html> (accessed 23 June 2002).
- Morishita Joji. 2002. *Naze Kujira wa Zashô Suru no ka* (Why Do Whales Get Stranded?). Tokyo: Kawade Shobô.
- Nadelmann, Ethan A. 1990. 'Global Prohibition Regimes: The Evolution of Norms in International Society.' *International Organization* 44(4): 479-526.
- New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade. (2002). 'Dispute between New Zealand and Japan Concerning Southern Bluefin Tuna.' Available at <http://www.mft.govt.nz/support/legal/disputes/disputeontuna.html> (accessed 1 December 2003).
- Osumi Seiji. 2003. *Kujira to Nihonjin* (Whales and the Japanese). Tokyo: Iwanami Shoten.
- Pearlstein, Steven. 2000. 'Clinton Presses Japan to Halt Whale Hunts.' *The Washington Post* (14 September): A 31.
- Pekkanen, Robert. 2000. 'Japan's New Politics: The Case of the NPO Law.' *Journal of Japanese Studies* 26(1): 111-143.
- Peterson, M. J. 1992. 'Whalers, Cetologists, Environmentalists, and the International Management of Whaling.' *International Organization* 46(1): 147-186.
- Risse-Kappen, Thomas. 1994. 'Ideas Do Not Float Freely: Transnational Coalitions, Domestic Structures, and the End of the Cold War.' *International Organization* 48(2): 185-214.
- Risse-Kappen, Thomas. 1995. 'Bringing Transnational Relations Back in: Introduction. In *Bringing Transnational Relations Back in: Non-state Actors, Domestic Structures and International Institutions*, ed. Thomas Risse-Kappen. Cambridge, UK: Cambridge University Press: 3-33.
- 'Shôgyô-hotei Teishi 14-nen, Kujira Banare Susumu' (14 Years since the Halt of Commercial Whaling, [Japanese] People Detached from [Eating] Whales). 2002. *The Kyushu Yomiuri Shimbun* (17 May). Available at <http://kyushu.yomiuri.co.jp/spe-2/kujira/news/news0517a.htm> (accessed 26 June 2002).
- Sikkink, Kathryn. 1991. *Ideas and Institutions: Developmentalism in Brazil and Argentina*. Ithaca, NY: Cornell University Press.
- Sikkink, Kathryn. 1993. 'Human Rights, Principled Issue-Networks, and Sovereignty in Latin America.' *International Organization* 47(3): 411-441.

- 'South Korea's Dog Eaters Bite Back.' 2002. *British Broadcasting Corporation (BBC) News* (11 January). Available at <http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/asia-pacific/1755535.stm> (accessed 9 October 2003).
- Spencer, Leslie. 1991. 'The Not So Peaceful World of Greenpeace.' *Forbes Magazine* 148(11): 174-181.
- Stedman, Bruce J. 1990. 'The International Whaling Commission and Negotiation for a Global Moratorium on Whaling'. In *Nine Case Studies in International Environmental Negotiation*, ed. Laurence E. Susskind, Ester Siskind, and J. William Bresline. Cambridge, MA: The MIT-Harvard Public Disputes Program: 151-175.
- Stoett, Peter J. 1997. *The International Politics of Whaling*. Vancouver: University of British Columbia Press.
- Struck, Doug. 2000. 'U.S. Fishing Sanctions Call Japan: Clinton's Response to Whaling is Seen as Election-Year Ploy.' *The Washington Post* (16 September): A 15.
- Sumi, Kazuo. 1989. 'The "Whale War" between Japan and the United States: Problems and Prospects'. *Denver Journal of International Law and Policy* 17(2): 317-372.
- Takahashi Junichi. 1992. *Kujira no Nihon Bunkashi: Hogeï Bunka no Koro o Tadoru* (The Japanese Cultural History of Whales: Tracing the Path of Whaling Culture). Kyoto: Tankosha.
- 'UK Warns Japan over Whaling Ban.' 2002. *British Broadcasting Corporation (BBC) News* (16 May). Available at <http://news.bbc.co.uk/1/hi/english/world/asia-pacific/newsid1990000/1990433.stm> (accessed 26 June 2002).
- United States Department of the Interior. 2002. 'United States Hails Rejection of Proposals to Resume Commercial Whaling.' (8 November). Available at <http://www.doi.gov/news/021108a.htm> [December 1, 2003]. Yamaguchi, Mari. 2002. 'Whaling Methods Debated'. *The Washington Post* (24 June). Available at <http://washingtonpost.com/wp-dyn/articles/A34035-2002June24.html> (accessed 26 June 2002).
- Wong, Anny. 2001. *The Roots of Japan's Environmental Policies*. New York: Garland Publishing.